

不利益処分の処分基準

処 分 名		高齢者能力開発研修センターの目的外利用許可の取消し		
根拠法令及び条項		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項		
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市高齢者能力開発研修センターの設置及び管理に関する条例(平成 8 年条例第 4 号)第 9 条第 1 項		
	基 準	条例第 9 条第 1 項に定めるところによる。 次に該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずるものとする。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				